官公需	6,563	7,876	6,830	7,585	2,919	2,460	2,206	2,724
	(−11.1)	(20.0)	(−13.3)	(11.0)	(22.0)	(−15.7)	(−10.3)	(23.5)
	〔−18.4〕	〔18.6〕	〔−14.6〕	〔−6.4〕	〔33.6〕	〔9.2〕	〔−25.2〕	〔31.2〕
外需	31,946	23,439	24,305	22,836	7,248	7,738	7,850	7,998
	(9.1)	(−26.6)	(3.7)	(−6.0)	(−11.7)	(6.8)	(1.4)	(1.9)
	〔17.0〕	〔−18.8〕	〔−13.6〕	〔−21.7〕	〔−32.9〕	〔−13.9〕	〔−16.7〕	〔−35.3〕
代理店	3,349	3,559	3,255	3,552	1,189	1,149	1,214	1,111
	(3.4)	(6.3)	(−8.5)	(9.1)	(4.1)	(−3.3)	(5.6)	(−8.4)
	〔7.2〕	〔17.3〕	〔6.3〕	〔10.1〕	〔17.4〕	〔5.7〕	〔7.6〕	〔−0.7〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

需要者＼期・月	(平成27年)10～12月	(平成28年)1～3月	4～6月	7～9月	(平成28年)7月	8月	9月	10月
Ⅰ製造業計	−3.0	13.7	−13.4	4.5	0.3	−4.0	−5.0	−1.4
1食品製造業	28.5	−9.5	−8.9	7.6	24.5	8.4	−38.6	4.8
2繊維工業	−26.6	8.8	23.2	−24.1	−40.6	−2.0	−17.5	1.8
3パルプ・紙・紙加工品	43.0	−13.1	21.7	−28.0	−25.9	−1.3	−18.9	22.8
4化学工業	1.6	−1.2	−5.3	3.6	23.8	−31.7	−14.9	57.3
5石油製品・石炭製品	−45.5	56.7	76.3	−47.3	27.3	−15.2	−54.4	333.0
6窯業・土石製品	7.3	−7.3	3.4	0.2	−30.0	74.9	−46.0	−0.3
7鉄鋼業	15.7	268.4	−77.0	20.9	75.8	−62.3	18.9	26.6
8非鉄金属	9.7	76.4	5.2	−21.3	−64.4	2.1	335.5	−69.6
9金属製品	5.1	0.3	−14.0	48.2	109.3	−52.3	−20.0	59.2
10はん用・生産用機械	−3.6	−0.7	1.2	4.5	0.7	1.0	1.2	−11.2
11業務用機械	0.2	−7.3	−0.3	6.8	−4.7	20.2	−6.4	−1.4
12電気機械	−9.2	−8.7	10.3	2.6	−5.9	6.6	1.8	−26.2
13情報通信機械	12.8	−11.7	−19.3	1.4	15.4	−1.8	6.6	5.9
14自動車・同付属品	−4.0	−5.9	1.1	2.6	6.1	3.9	16.1	−0.4
15造船業	−4.6	34.3	−16.2	−1.2	7.4	−14.1	−27.5	26.6
16「その他輸送用機械」	3.4	−12.6	86.0	−40.6	−69.3	14.9	−20.4	2.4
17「その他製造業」	−2.5	−1.7	6.0	6.8	−4.4	26.4	−19.1	−6.5
Ⅱ非製造業計	12.0	13.0	−19.7	0.1	−1.8	1.4	−1.4	6.0
18農林漁業	8.6	−7.1	15.3	−5.6	−3.1	−26.2	17.8	26.7
19鉱業・採石業・砂利採取業	10.2	−5.2	10.0	−8.6	3.9	−32.5	48.5	8.4
20建設業	−7.2	3.2	−2.1	3.9	−18.6	11.7	10.9	−15.3
21電力業	18.5	34.6	−40.0	−32.4	−20.0	21.3	−13.9	33.0
22運輸業・郵便業	52.9	−17.4	20.0	23.8	−18.0	20.6	6.3	−38.2
23通信業	8.1	8.4	−18.7	26.8	49.9	−22.7	−7.5	13.4
24卸売業・小売業	7.7	12.5	−26.1	36.4	6.0	4.9	43.8	−28.8
25金融業・保険業	−2.7	3.9	−6.7	−7.8	17.7	−12.7	3.7	−17.5
26不動産業	1.4	27.1	−13.6	−16.6	1.5	−46.3	166.5	−39.8
27情報サービス業	6.6	15.5	−17.1	2.6	−0.4	12.8	−9.8	9.4
28リース業	0.6	−5.1	−18.0	38.1	5.3	27.5	−11.1	−17.7
29「その他非製造業」	3.4	20.4	−18.9	−3.7	−3.7	21.2	−25.4	56.0

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「繊維工業」、「窯業・土石製品」は、従来は「その他製造業」に含まれていた。
３．「はん用・生産用機械」は、従来の「一般機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「業務用機械」は、従来の「精密機械」に「一般機械」の「事務・サービス・娯楽用機械」を加えたもの。

地方自治事項

栃木県

選挙

十一月二十日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

塩田　富一（無所属）（男）

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年12月19日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年12月20日

長崎地方法務局長　吉川　　隆

記

氏名　生田男四郎
所属する司法書士会　長崎県司法書士会
登録番号　長崎第294号
事務所の所在地　長崎県五島市富江町富江郷163番地
違反行為　業務外行為

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月20日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　処分をした年月日　平成28年11月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社山田商会　清水　順二　愛知県名古屋市熱田区桜田町19番21号　国土交通大臣許可（特―25）第1946号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年11月11日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月20日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　処分をした年月日　平成28年11月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大岳電気工業株式会社　山本　孝司　愛知県名古屋市中川区中野本町二丁目28番地　国土交通大臣許可（般・特―25）第20300号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年10月26日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。